

## 特定洛南【重要事項説明書】

(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護)

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し、当事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
所在地	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館6階
電話・FAX	TEL 075-222-2212 FAX 075-222-2236
代表者氏名	理事長 中本 晴夫
設立年月日	昭和52年 8月 2日

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	特定洛南（京都府立洛南寮養護老人ホーム）
指定年月日及び 指定番号	平成18年10月1日指定 2673200289号
事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供します。
事業所設置者	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
事業所の所在地	京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地の1
電話・FAX	TEL 0774-62-0452 FAX 0774-62-6900
管理者氏名	瀬尾 享弘（養護老人ホーム施設長）
事業所の運営方針	事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と充分協議したうえで特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成し、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切かつ円滑に介護サービス及び介護予防サービスを提供するものとする。 また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に資するよう努める。
開設年月日	平成18年10月1日
入所定員	100名
交通の便	①近鉄京都線「新田辺」下車、京阪宇治交通バス「健康が丘」下車、徒歩約5分。 ②JR学研都市線「大住」下車、徒歩約10分

### 3. 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート造り2階建て 一部平屋建て（併設施設—救護施設）  
 延べ床面積：全体 6,316.84 m<sup>2</sup>（併設施設含む施設全体）  
 養護老人ホーム面積 2,164.74 m<sup>2</sup>・事務所面積 1,683.27 m<sup>2</sup>

#### （1）居室・浴室及び食堂の概要

設備の種類	室 数		備 考
居 室	2人部屋 (19.2m <sup>2</sup> )	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階 - 洋室50部屋</li> <li>・2階 - 洋室36部屋 和室14部屋</li> </ul>
	1人部屋 (7.28m <sup>2</sup> )	92	
浴 室	1		一般浴槽、手摺り、シャワー、リフター、ナースコール
シャワールーム	1		座シャワー設備あり
食 堂 (122.4m <sup>2</sup> )	1		机、いす、冷蔵庫、トースター、音響設備 コンロ食器棚、消毒器、移動用ワゴン

#### （2）他の施設・設備の概要

設備の種類	室 数	備 考
機能訓練室 (31.32m <sup>2</sup> )	2	デイルーム兼用
デイルーム	2	テレビ、冷蔵庫、ソファ、椅子
事務室	1	総務課、養護課、救護課兼用
一時介護室 (35.96m <sup>2</sup> )	1	医務室兼用 ベッド等
トイレ	15	男女別（うち身障トイレ4）
洗濯室	9	全自動洗濯機、2層式洗濯機
支援員室	4	洛楽ルーム（支援員室の名称）
夜勤室	1	ナースコール、事務机、給湯、冷蔵庫等
倉庫・物入	4	
静養室	1	
リネン庫	1	救護施設と併用
医務室	1	救護施設と併用
集会室	1	救護施設と併用
面会室	2	救護施設と併用
理美容室	1	救護施設と併用 訪問歯科室兼用
礼拝室	1	救護施設と併用
娯楽室	1	救護施設と併用
会議室	1	救護施設と併用
作業室	1	救護施設と併用

#### 4. 職員体制

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 2名（常勤兼務）

利用者及び家族への生活相談及び緊急時の対応に当たります。

(3) 介護職員 9名以上（常勤換算：養護老人ホーム支援員兼務）

利用者の日常生活の支援・介護、安否確認を行います。

(4) 計画作成担当者（介護支援専門員）1名（常勤兼務1名）

利用者の特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成と、モニタリング等を行います。

(5) 看護職員 2名（常勤兼務）

利用者の健康管理及び必要な処置・看護を行います。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤専従）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

#### 5. 職員の勤務体制

##### <勤務時間>

日 勤	8:30～17:15
早 出	6:45～15:30
遅 出A	9:30～18:15
遅 出B	9:45～18:30
遅 出C	10:30～19:15
夜 勤	16:30～翌9:30

#### 6. サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

職員は、利用者の日常の心身の状況、生活状況に気配りします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

(2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

(3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入所に関する契約書

によるところとしますが、以下の事項についてもご参照下さい。

サービスの種別	内 容
居室	<p>○入所後の心身の状況等により必要に応じて居室を変更する場合があります。</p> <p>○利用者は、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる場合があります。</p> <p>(1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。</p> <p>(2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をする上で、著しい支障があるとき。</p> <p>(3) より適切なサービス提供をする上で、他の利用者との関係が日常生活を送るのに著しい支障があるとき。</p> <p>(4) その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。</p> <p>○事業所は、指定特定入居者生活介護の提供に著しい支障があるとき、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。</p> <p>○当該利用者の希望により居室移動をした場合は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しななければならないものとし、その費用は利用者の負担とします。</p>
食事時間	<p>朝食 午前 7：15 ～ 午前8：15</p> <p>昼食 午前 11：30 ～ 午後1：00</p> <p>夕食 午後 5：30 ～ 午後7：00</p> <p>○基本的な食事時間は上記のとおりですが、利用者の心身の状態に応じて変則的な対応も行います。</p> <p>○食事は、栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し外部委託給食業者の調理員が調理します。</p> <p>○医師の指示による食事の提供を行う場合があります。</p> <p>○食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談下さい。</p>
入浴日・時間	<p>○介助浴一月、水、金の午前10：00～午前11：00 午後1:15 ～ 午後4:00までです。</p> <p>○一般浴一月、水、金、土の午後4:30 ～ 午後8:30までです。</p> <p>○入浴介助は原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談下さい。</p>
その他の介護	<p>その他、日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談下さい。</p>
機能訓練	<p>日常生活動作の維持または向上を、日々の日課を通じて、日頃の生活の</p>

	中で実施します。
健康管理	健康状態を把握等するため、嘱託医、協力病院による診察を受けていただきます。また、定期的に嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。
日 課	ラジオ体操、散歩、ボール運動、グランドゴルフ等を行っています。
クラブ活動	習字、お花等があります。 参加されるかどうかは任意です。
理容・美容	移動散髪が月1回来られ、施設内の理美容室で行っています。 (実費必要)
行 事	ショッピング、行楽、誕生会、外食等の支援を行っています。
ホーム喫茶	月1回、施設内でボランティアさんによる喫茶を開きます。 (実費必要)
売 店	毎週火曜日の午後、外部から業者に来て頂き、売店を開いています。
施設内行事	四季折々に施設内で行事があります。
所持品の管理	○持ち込みができる荷物は、原則的に居室のスペースとなります。 ○なお、貴重品については、自己もしくはご家族等での管理をお願いいたします。

## 7. 利用料

(1) 介護保険適応のサービス事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、1割又は2割の額とさせていただきます、利用のあった月の合計金額を請求させていただきます。

1日あたりの料金		保険10割	負担1割	負担2割
(介護予防) 特定施設入所者生活介護 (1日につき)	要支援1 (183単位)	1,879円	187円	375円
	要支援2 (313単位)	3,214円	321円	642円
	要介護1 (542単位)	5,566円	556円	1,113円
	要介護2 (609単位)	6,254円	625円	1,250円
	要介護3 (679単位)	6,973円	697円	1,394円
	要介護4 (744単位)	7,640円	764円	1,528円
	要介護5 (813単位)	8,349円	834円	1,669円
介護職員等処遇改善加算 高齢者施設感染対策向上 加算Ⅱ	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数 (12.2%) 5単位/月			

\*今後、加算、介護報酬改定等がある場合は、料金が変わることもあり得ます。

\*洛南寮養護老人ホーム(特定洛南)の所在地の地域区分は、1単位10.27(円)です。よって、上記基本料金にそれぞれ10.27を乗じた金額になります。

(2) その他自己負担となるもの(保険対象外で全額利用者負担となるもの)

- ① 個別的な選択による介護サービス利用料
  - ・個別的な外出、通院介助に要する費用（実費）
  - ・個別的な買い物等の代行（実費）
- ②その他実費
  - ・オムツ代（施設提供品以外で個別対応を要するもの）
  - ・理美容代
  - ・記録等の複写に関する費用（1 複写 10円）

(3) 費用徴収額について

費用徴収額⇒前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額にて階層表に当てはめ算出した額。

（補足）費用徴収金は、毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて当施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より一年間同金額を毎月個人が、各福祉事務所に支払っております。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1 階層	100%	27 階層	76%	33 階層	62%
2～22 階層	99%	28 階層	71%	34 階層	57%
23 階層	95%	29 階層	66%	35 階層	54%
24 階層	91%	30 階層	65%	36 階層	51%
25 階層	86%	31 階層	64%	37 階層	48%
26 階層	81%	32 階層	63%	38 階層	45%

※養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、本人が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、上記に定める割合を乗じた額を各福祉事務所が加算額として負担するということとなります。

(4) 介護保険制度に伴う利用料等のお支払方法

利用料は、当月請求額を毎翌月末日までにお支払いいただきます。

その際は、養護老人ホーム費用徴収金同様、利用者名義の銀行口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）より現金払出し又は銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

8. 緊急時の対応方法

事業所は介護サービス及び介護予防サービスを実施中に、利用者の病変・急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、家族や保険者（市町村）等に報告します。

「協力医療機関」 嘱託医：おかもと医院

京都府京田辺市大住大欠7-1

総合病院：医療法人社団石鎚会 田辺中央病院

京都府京田辺市田辺中央6-1-6

総合病院：医療法人啓信会 京都きづ川病院  
京都府城陽市平川西六反26-1

「協力歯科医療機関」 医療法人あゆみ歯科クリニック  
京都府八幡市欽明台西31番地8

## 9. 苦情対応

- ・事業所は、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ・事業所は、利用者が苦情の申し立てを行った理由としてなんら不利益な取扱はしません。

### ◇苦情相談受付担当者

担当者 養護老人ホーム施設長 瀬尾 享弘  
受付時間 午前 8:30 ~ 午後 5:15

◇苦情解決責任者 総括施設長（寮長） 則枝 勝也

◇苦情内容によっては市町村窓口（京田辺市役所 TEL0774-63-1122）、または国保連合会（TEL075-354-9050）をご紹介する等対応をさせていただきます。

### ◇京都府社会福祉事業団第三者委員

- ・高木 野衣（弁護士：京都第一法律事務所）  
連絡先 〒604-0845 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町280  
ヤサカ烏丸御所南ビル4階  
TEL 075-211-2211
- ・山田 尋志（リガーレ暮らしの架け橋 理事長・地域密着型総合ケアセンター  
きたおおじ 代表）  
連絡先 〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町49-3  
TEL 075-366-8025

## 10. 安否確認

起床、就床時及び食事時、その他必要に応じて声かけ、視診により安否の確認をします。

### 11. 施設利用にあたっての留意事項

来訪(面会等)	面会時間 9:00~19:00 緊急時などはこの限りではありません。(感染症流行時は、この限りではありません)
---------	--

外出・外泊	外出・外泊の際には、行き先と食事の要無、帰宅日時を届け出てください。
居室・設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での、喫煙はご遠慮下さい。 ※特に、居室での喫煙は厳禁です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する過度な宗教活動及び政治活動は禁止します。

## 1 2. 個人情報の使用目的

事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」「洛南寮個人情報保護処理要領」に基づき適切な取扱いに努めます。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護・支援サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人等の了解を得るものとします。

## 1 3. 身体拘束その他の行動制限

事業者は、利用の援助にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。また、身体拘束等を行う場合は、本人または家族等にあらかじめ文書による同意を得るものとします。

## 1 4. 施設入所・利用契約

各自治体の措置決定によって入所が認められ、かつ、要支援・要介護状態にある場合に限り、特定施設サービスを利用することができます。よって、心身の機能が改善され自立となった場合や措置が廃止された場合には契約は解除されます。

## 1 5. 損害賠償

事業者は、特定施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、事業者は誠意をもって事故の経緯を調査します。その結果、事業者が賠償責任が認められる場合は速やかにその損害を賠償します。

## 16. 第三者評価実施状況について

- (1) 実施状況 実施済み
- (2) 実施年月日 令和3年9月22日
- (3) 評価機関 特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク一期一会
- (4) 評価の開示 インターネット上の下記アドレスに開示

<https://kyoto-hyoka.jp/>

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

説明年月日 令和 年 月 日

特定洛南

説明者 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の交付及び説明を受け、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始に同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において私ならびに家族の個人情報を用いることに同意します。

同意受領年月日 令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人（もしくは立会人）

住所

氏名

印

（ 続柄 ）